

公立病院改革プランの概要

団 体 名		滋賀県長浜市					
プランの名称		市立長浜病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年		3月		25日	
対 象 期 間		平成 21年度		～		平成 25年度	
病院の現状	病院名	市立長浜病院					
	所在地	滋賀県長浜市大戌亥町313番地					
	病床数	676床(一般病床:520床、療養病床156床)					
	診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科、脳神経外科、外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、泌尿器科、皮膚科、小児科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>1. 病院運営の基本的な考え方 「地域住民の健康を守るため、「人中心の医療」を発展させ、地域完結型の医療を進めます」</p> <p>2. 病院運営の基本的な方向 患者の権利、尊厳を重視した医療を実践します 地域の医療関係者との連携を深め、地域医療の発展のためにつくします 高度で良質な医療水準を確保し、安全で信頼される医療を進めます 快適な療養環境の整備と、質の高いケアに努めます 医学研究活動を推進し、優れた医療人を育成します 職員が互いに尊重し、協力してチーム医療を実現します 職員が元気で働きがいのある職場づくりに努めます</p> <p>3. 改革への基本方針 (1)医療の質の向上を図ります 湖北地域の基幹病院としての役割の充実を図ります 地域完結型の医療を推進します 地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実を図ります 医療機能の充実を図ります 予防医療の充実を図ります 医療従事者の教育病院としての機能を担います</p> <p>(2)患者サービスの向上を図ります 公立病院としての必要な不採算部門を維持します 救急医療、周産期医療、小児医療を維持します 医療安全対策の充実を図ります 患者サービスの充実を図ります</p> <p>(3)組織力の向上・経営改善を図ります 経営形態の見直しを行います 優秀な医師・看護師の確保を図ります 現状に応じた職員数の適正化を図ります 療養病棟も含めた病床数の適正化を図ります 徹底した費用削減に取組みます</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地方公営企業である病院事業は独立採算が原則との基本認識のもとではあるものの、病院事業のあり方・経営効率化について、長浜市及び湖北地域全体の問題としてとらえ、病院当局、行政、さらには関係機関等総力を挙げて取組むことを前提に、経営の効率化への取組みを行ってもなお不足する経費については、国の定める繰出し基準を基本として、一般会計から病院事業への経費負担を行うこととする。具体的な繰出し基準については、次のとおり。</p> <p>病院の建設改良に要する経費 企業債元利償還金の1/2(平成14年度までに着手した事業は2/3) 周産期医療に要する経費 小児医療に要する経費 小児救急に要する経費 院内保育所の運営に要する経費 救急医療の確保に要する経費 病院事業会計に係る共済追加費用負担に要する経費 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費 なお、新たな繰出し基準や基準以外の繰出し等については、繰出しが必要とされる事情を判断し、一般会計の財政状況を勘案しながら協議していくこととする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	95.5	91.1	96.2	98.4	101.4	
	(一般)	(96.1)	(92.1)	(96.3)	(98.8)	(101.7)	
	(療養)	(87.9)	(78.5)	(94.9)	(92.4)	(96.5)	
	職員給与費比率(%)	50.8	60.4	58.6	57.7	55.5	
	(一般)	(48.5)	(57.9)	(57.6)	(56.7)	(54.6)	
	(療養)	(85.7)	(102.9)	(75.5)	(75.5)	(71.2)	
病床利用率(%)	77.3	69.7	68.8	69.5	71.0		
(一般)	(78.5)	(74.0)	(73.1)	(74.0)	(75.0)		
(療養)	(73.6)	(55.1)	(54.5)	(54.5)	(57.5)		
患者1人1日当たり診療収入(入院)	35,002	36,400	38,800	38,500	39,100	単位:円	
(一般病棟)	(40,527)	(41,100)	(44,000)	(43,600)	(44,600)		
(療養病棟)	(15,372)	(15,800)	(15,800)	(15,800)	(15,800)		
患者1人1日当たり診療収入(外来)	12,350	9,000	8,700	8,800	8,900	単位:円	
上記目標数値設定の考え方		<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	長浜市 (市立長浜病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日当たり入院患者数(一般病棟)		408	385	380	385	390	単位:人
1日当たり外来患者数		1,400	1,330	1,300	1,280	1,260	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的经营手法の導入	患者サービスの向上とともに、効果的、効率的な病院運営を図る観点から、民間の知識やノウハウを活用した方が質的向上を期待できるものについては、外部委託の導入により、適正な管理監督のもとでの民間能力の積極的な活用を図る。				
		事業規模・形態の見直し	平成22年度から地方公営企業法全部適用を実施				
		経費削減・抑制対策	職員数の適正化(平成20年度当初から段階的に46名程度を削減)、アウトソーシングへの取組み、ジェネリック医薬品の採用(平成20年度中から採用開始)、診療材料等の効率的な購入、医療機器の計画的な整備、ESCO事業の導入による環境負荷の低減及び光熱水費の効果的な削減(平成23年度実施)、患者給食提供業務の効率化(人員削減、厨房の一元化、食器洗浄業務の直営化)				
		収入増加・確保対策	看護配置基準7:1を平成21年度に実施 新たな施設基準等の取得による収益増 褥そうハイリスク患者ケア加算、直線加速器による定位放射線治療、外来化学療法の充実、MDCT検査の充実、効率的な病床運用、透析の充実、ICU等の充実、画像診断管理加算、冠動脈CT撮影加算、心臓MRI撮影加算、放射線画像のフィルムレス運用、薬剤管理指導の充実、薬剤管理指導(退院時服薬指導)の充実、薬剤管理指導(後期高齢者退院時服薬情報提供)の充実、栄養食事指導業務の充実、栄養管理計画書作成業務の充実 診療報酬請求の精度調査を外部委託し、請求もれ防止対策を図る 弁護士による回収委託を実施し、未収金確保対策を図る(平成20年度から)				
		その他	医師・看護師確保対策の実施 病床数(一般病棟)の適正化及び療養病棟の再編 職員の資質向上・研修制度の充実 病病連携・病診連携の推進 医療安全対策の充実 待ち時間の短縮 初診予約の開始				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	92.9%	18年度	85.8%	19年度	77.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床数(一般病棟)の適正化 平均在院日数の短縮等による入院患者数の減少により、一般病棟入院基本料7:1の看護配置 体制を平成21年度から実施することに伴い、看護師確保対策を図りつつ、一般病棟の適正数を検討し、平成21年度中の病床数を定めることとする。病床数の変更に伴い発生する空床については、地域医療の実情に応じながら、療養病棟の再編とあわせ回復期リハビリテーション病棟の開設などを検討する。 療養病棟の再編 国において平成24年3月末をもって介護療養病床の廃止が決定されているなか、104床(うち平成20年7月1日から52床休床)の介護療養病床の再編が必要となっている。介護療養病床の再編にあたっては、滋賀県地域ケア体制の整備に関する方針(平成20年3月)を踏まえ、再編に伴い発生する空床の活用もあわせ、平成21年度中に方針を決定する。					

団体名 (病院名)	長浜市 (市立長浜病院)
--------------	-----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する滋賀県湖北保健医療圏には下記の3つの公立病院等が開設されているほか、長浜市内には財団法人青樹会が179床の精神科病院を開設している。 市立長浜病院(長浜市、676床) 長浜赤十字病院(長浜市、549床) 伊香郡病院組合立湖北総合病院(木之本町、198床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	二次保健医療圏の中核的医療機関として、地域における必要な医療のうち政策的医療(救急医療、小児救急を含む小児医療、周産期医療、災害医療、へき地医療等)と一般医療を提供できる医療機関として、医療水準の維持・向上に努めるとともに、病診連携の中心を担いながら、地域ニーズや圏域全体の医療機能のバランスを考慮し、適正かつ効率的な医療機能の充実を図る。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度中 平成25年度	<内容> 県及び湖北圏域の行政が主体となった、「湖北地域の包括的な医療提供体制のあり方等について考える会議(仮称)」を設置。 上記、会議において結論を取りまとめる。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの着実な実行と進捗管理を行うため、院内組織として(仮称)改革プラン推進委員会を設置し、改革プランの慎重管理を行う。また、実施状況については、評価の客観性を確保するため、学識経験者等により組織する評価委員会を設置し、年1回以上の点検・評価を行う。公表の方法については、ホームページ等を活用して公表するとともに、評価委員会の点検・評価結果を公表する。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年2月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	長浜市 (市立長浜病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	11,475	11,241	9,449	9,685	9,698	9,988
	(1) 料 金 収 入	11,191	10,955	9,210	9,442	9,455	9,738
	(2) そ の 他	284	286	239	243	243	250
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	973	984	972	1,053	1,045	1,008
	(1) 他会計負担金・補助金	723	716	752	800	791	748
	(2) 国 (県) 補 助 金	21	31	0	0	0	0
	(3) そ の 他	229	237	220	253	254	260
	経 常 収 益 (A)	12,448	12,225	10,421	10,738	10,743	10,996
	入	1. 医 業 費 用 b	11,810	11,931	10,657	10,348	10,117
(1) 職 員 給 与 費 c		5,678	5,706	5,706	5,671	5,595	5,541
(2) 材 料 費		3,967	3,949	2,728	2,464	2,406	2,396
(3) 経 費		1,321	1,402	1,333	1,362	1,330	1,343
(4) 減 価 償 却 費		808	824	845	805	740	724
(5) そ の 他		36	50	45	46	46	47
2. 医 業 外 費 用		870	866	787	811	801	792
(1) 支 払 利 息		429	415	404	388	377	357
(2) そ の 他		441	451	383	423	424	435
経 常 費 用 (B)		12,680	12,797	11,444	11,159	10,918	10,843
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		232	572	1,023	421	175	153
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		232	572	1,023	421	175	153
累 積 欠 損 金 (G)		6	566	1,589	2,010	2,184	2,031
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	7,911	7,967	7,242	7,020	6,951	7,092
	流 動 負 債 (イ)	858	1,291	759	783	734	758
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ)	{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	7,053	6,676	6,483	6,237	6,217	6,334
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		197	377	193	246	20	117
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		98.2	95.5	91.1	96.2	98.4	101.4
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		61.5	59.4	68.6	64.4	64.1	63.4
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		97.2	94.2	88.7	93.6	95.9	99.4
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		49.5	50.8	60.4	58.6	57.7	55.5
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
病 床 利 用 率		85.8	77.3	69.7	68.8	69.5	71.0

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	長浜市 (市立長浜病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	88	408	100	600	0	250
	2. 他会計出資金	78	69	82	121	135	211
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	9	142	0	0	0	0
	7. その他	2	2	2	2	2	2
	収入計(a)	177	621	184	723	137	463
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)}(A)	177	621	184	723	137	463	
支 出	1. 建設改良費	409	776	194	675	75	335
	2. 企業債償還金	519	498	535	652	695	862
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	2	0	2	2	2	2
	支出計(B)	930	1,274	731	1,329	772	1,199
差引不足額(B) - (A)(C)		753	653	547	606	635	736
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	753	653	547	606	635	736
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	計(D)	753	653	547	606	635	736
補てん財源不足額(C) - (D)(E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(285,656) 722,546	(290,749) 716,408	(306,742) 752,470	(341,134) 799,666	(342,688) 790,459	(312,766) 747,637
資本的収支	(0) 77,538	(0) 69,111	(0) 81,757	(0) 120,611	(0) 134,866	(0) 210,766
合計	(285,656) 800,084	(290,749) 785,519	(306,742) 834,227	(341,134) 920,277	(342,688) 925,325	(312,766) 958,403

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。